1　県税税率等の変遷

税目 ＼ 年度			昭和28	29	30	31	32	33	34	37	39	40	41	42	45	46	47	48	49	50	51
県民税	税率	個人		(創設) 均等割 年　100円 所得割 所得税額の 5%		所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	所得割 150万円 以下　2% 150万円 超　4%											均等割標準税率 年額　300円
		法人		(創設) 均等割 年　600円 法人税割 法人税額の 5%	法人税割 5.4%							法人税割 5.5%	法人税割 5.8%	均等割 資本の額が千万円超の法人及び保険業法に基づく相互会社 年　1000円 上記法人以外の法人等 年　600円	法人税割 5.6%				法人税割 5.2% 超過税率 6.2%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を越える法人 年額　6,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額　3,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1千万円以下の法人等 年額　1,800円	
事業税	個人	控除主額	基礎控除 年5万円	基礎控除 年7万円	基礎控除 年10万円	基礎控除 年12万円			基礎控除 年20万円	事業主控除と名称変更	年22万円	年24万円	年25万円	年27万円	年32万円	年36万円	年60万円	年80万円	年150万円	年180万円	年200万円
		税率		第1種事業 8% 第2種事業及び第3種事業　6% 助産婦業等 4%			第1種事業 課税所得 年　50万円 以下　6% 年　50万円 超　8%			第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%										制限税率 標準税率の1.1倍	
		その他		特別所得税を事業税の第3種事業とした。																	
	法人	税率		普通法人 年　50万円 以下　10% 年　50万円 超及び清算所得　12% 収入金額課税法人 1.5%			普通法人 年　50万円 以下　8% 年100万円 以下　10% 年100万円 超及び清算所得　12%		普通法人 年　50万円 以下　7% 年100万円 以下　8% 年200万円 以下　10% 年200万円 超及び清算所得 12% 特別法人 年　50万円 以下　7% 年　50万円 超及び清算所得　8%	普通法人 年100万円 以下　6% 年200万円 以下　9% 年200万円 超及び清算所得 12% 特別法人 年100万円 以下　6% 年100万円 超及び清算所得　8%	普通法人 年150万円 以下　6% 年300万円 以下　9% 年300万円 超及び清算所得　12% 特別法人 年150万円 以下　6% 年150万円 超及び清算所得　8%								普通法人 年　350万円 以下　6% 年　350万円 超　700万円 以下　9% 年　700万円 超及び清算所得　12% 特別法人 年　350万円 以下　6% 年　350万円 超及び清算所得　8%	制限税率 標準税率の1.1倍	
		その他		生命保険事業を収入金額課税とした。	損害保険事業を収入金額課税とした。		地方鉄道軌道事業を所得課税とした。								分割法人の分割基準を改正し、製造業以外の法人で資本又は出資の金額が1億円以上のものについても本社の従業員の数を2分の1とする。			(免税点) 土地 1万円 建築家屋 23万円 その他家屋 12万円 (控除) 新築住宅控除 230万円			
				(創設) 税率 3% 新築住宅控除 100万円	(免税点) 土地 1万円 建築家屋 10万円 その他家屋 5万円						(免税点) 土地 5万円 建築家屋 15万円 その他家屋 8万円 (控除) 新築住宅控除 150万円										新築住宅控除 350万円
不動産取得税																					
県たばこ税 (県たばこ消費税)				(創設) 税率 $\frac{5}{115}$		税率　8%				税率　9% 課税標準の改正				税率 10.3%	課税標準算定の基礎となる額 3円83銭3厘	課税標準算定の基礎となる額 3円95銭5厘	課税標準算定の基礎となる額 4円9銭4厘	課税標準算定の基礎となる額 4円20銭6厘	課税標準算定の基礎となる額 4円33銭1厘	課税標準算定の基礎となる額 4円43銭7厘	課税標準算定の基礎となる額 4円67銭4厘

税目		年度	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61
県民税	税率	個人		均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が50億円を超える法人 年額 200,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 100,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 20,000円 (4) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等		均等割標準税率 年額 500円	均等割標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 200,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 100,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 20,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000円 法人税割標準税率 5.0% 超過税率 6.0%		均等割標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 300,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 200,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 40,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 4,000円	均等割標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 750,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 500,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 100,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 10,000円	均等割標準税率 年額 700円	
		法人	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人 年額 20,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1千万円以下の法人等 年額 2,000円									
事業税	個人	控除主事業額	年 220万円								年 240万円	
		税率										
		その他										
	法人	税率										
		その他					税率 4% 新築住宅控除(56.7.1) 420万円 住宅取得(56.7.1～61.6.30)に係る税率の特例 3% 住宅用土地の取得(56.7.1～61.6.30)につき税額を4分の1減額				新築住宅控除 450万円 (60.7.1)	住宅及び住宅用土地の取得に係る税率等の特例を3年間延長(H元.6.30まで) 従量割特例措置 61.5.1～H元.3.31 $\frac{360}{1,000}$本につき 1,000 課税標準は 紙巻たばこ1,000本につき1,000円 パイプたばこ1kgにつき 1,000円 葉巻たばこ 〃 〃 刻みたばこ 〃 500円 かみ用の製造たばこ〃 〃 かぎ用 〃 〃 〃 を控除した金額
不動産取得税												
県たばこ税 県たばこ消費税			課税標準算定の基礎となる額 6円70銭1厘	課税標準算定の基礎となる額 6円79銭6厘	課税標準算定の基礎となる額 6円89銭	課税標準算定の基礎となる額 6円98銭9厘	課税標準算定の基礎となる額 8円15銭1厘	課税標準算定の基礎となる額 8円59銭	課税標準算定の基礎となる額 8円67銭 昭和58年5月1日から昭和59年2月29日までの期間の製造たばこ本数は、製造たばこ本数に1.014を乗じた本数		昭和60年4月1日から税率が2本立てとなる。 従価割 たばこの小売定価合計金額×8.1/100 従量割 たばこの販売本数×200/1000	

税目 ＼ 年度	63	平成元	3	4	5	6	7	8	9	10
県民税 税率 個人	所得割 130万円以下　2% 130万円超　3% 260万円超　4%	所得割 500万円以下　2% 500万円超　4%	所得割 550万円以下　2% 550万円超　4%			特別減税の実施 平成6年度分の個人住民税 所得割額の20%相当額 （限度額20万円）	特別減税の実施 平成7年度分の個人住民税 所得割額の15%相当額 （限度額2万円） 所得割 700万円以下　2% 700万円超　4%	特別減税の実施 平成8年度分の個人住民税 所得割額の15%相当額 （限度額2万円） 均等割標準税率 年額　1,000円	所得割 700万円以下　2% 700万円超　3%	特別減税の実施 本人　17,000円 控除対象配偶者又は扶養親族1人につき　8,500円
県民税 税率 法人			法人税割 超過税率　5.8%			均等割標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額　800,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額　540,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額　130,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額　50,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額　20,000円				
県民税 税率 利子割	・利子等に係る道府県民税を創設 （税率） 支払いを受ける利子等の5%						懸賞金付預金等の懸賞金にも課税			特定証券投資法人の投資口の配当等に課税
事業税 個人 控除事業主額					年　270万円					
事業税 個人 税率										
事業税 個人 その他									保険業を第1種事業とした。	
事業税 法人 税率	・税率の特例を設ける 租税特別措置法第68条の3（特定の協同組合等の法人税率の特例）第1項の規定の適用を受ける法人の各事業年度に係る法人事業税については、 ・所得のうち　年　350万円以下の金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・6% 年　350万円を超え年10億円以下の金額・・・・8% 年　10億円を超える金額・・・・・・・・・・・・・・・・・9% ・3以上の都道府県に事務所、事業所を設けて事業を行う当該法人で資本の金額又は出資金額が1千万円以上の法人の所得 ・・・・・・・・・・・・8%（所有のうち10億円を超える金額については、9%）					租税特別措置法第68条の3（特定の協同組合等の法人税率の特例）第1項の規定の適用を受ける法人の各事業年度に係る法人事業税については、 ・所得のうち　年　400万円以下の金額・・・・・・・・・・・・・・・・・・5.6% 年　400万円を超え年10億円以下の金額・・・・7.5% 年　10億円を超える金額・・・・・・・・・・・・・・・・・9% ・3以上の都道府県に事務所、事業所を設けて事業を行う当該法人で資本の金額又は出資金額が1千万円以上の法人所得 ・・・・・・・・・・・・7.5%（所有のうち10億円を超える金額については、9%） ［普通法人］ 年　400万円以下　5.6% 年　400万円超800万円以下　8.4% 年　800万円超及び清算所得 11% ［特別法人］ 年　400万円以下　5.6% 年　400万円超及び清算所得　7.5%				
事業税 個人 その他		新築住宅控除 1,000万円（H元.4.1） 住宅及び住宅用土地の取得に係る税率等の特例を3年間延長（H4.6.30まで）		住宅及び住宅用土地の取得に係る税率等の特例を3年間延長（H7.6.30まで）		宅地及び宅地比準土地に係る課税標準の特例 平成6年中の取得 価格の2分の1 平成7,8年中の取得 価格の3分の2	住宅及び住宅用土地の取得に係る税率等の特例を3年間延長（H10.6.30まで）	宅地及び宅地比準土地に係る課税標準の特例 平成8年中の取得 価格の2分の1	新築住宅控除 1,200万円（H9.4.1） 宅地及び宅地比準土地に係る課税標準の特例 H9.1.1～H11.12.31の取得 価格の2分の1	住宅及び住宅用土地の取得に係る税率等の特例を3年間延長　（H13.6.30まで）
不動産取得税										
県たばこ税（県たばこ消費税）		・名称を道府県たばこ税に変更 ・従価割の廃止 ・従量割 1,000本につき　1,129円 （旧3級品については536円）							1,000本につき692円 （旧3級品については329円）	
地方消費税									（創設）消費税の25/100（消費税率に換算すると1%に相当）	

税目 ＼ 年度			平成11	12	13	15	16	17
県民税	税率	個人	恒久的減税の実施 個人住民税の所得割額の15%相当額 （限度額4万円）					恒久的減税の額の引き下げ 個人住民税の所得割額の7.5%相当額 （限度額2万円） 配偶者特別控除の廃止 夫と生計を一にする妻に対する均等割に均等割の非課税措置廃止
県民税	税率	法人						
県民税	税率	利子割						
県民税	税率	配当割				特定配当等に係る道府県民税を創設　（H16.1.1） 税率5%　（H25.3.31までは3%）		
県民税	税率	株式等譲渡所得割				特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税を創設 （H16.1.1） 税率5%（H25.12.31までは3%）		
事業税	個人	事業主控除額	年　290万円					
事業税	個人	税率						
事業税	個人	その他						
事業税	法人	税率	［普通法人］ 年400万円以下　5% 年400万円超800万円以下　7.3% 年800万円超及び清算所得 9.6% ［特別法人］ 年400万円以下　5% 年400万円超及び精算所得　6.6% ［収入金課税法人］ 1.3% 租税特別措置法第68条（特定の協同組合等の法人税率の特例）第1項の規定の適用を受ける法人の各事業年度に係る法人事業税については、 ・所得のうち　年400万円以下の金額……5% 年400万円を超え年10億円以下の金額……6.6% 年　10億円を超える金額……7.9% ・3以上の都道府県に事務所、事業所を設けて事業を行う当該法人で資本の金額又は出資金額が1千万円以上の法人所得 ……6.6%（所得のうち10億円を超える金額については、7.9%）				外形標準課税の導入 （平成16年4月1日以後に開始する事業年度から適用） 対象法人 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人（所得課税法人に限るものとし、公益法人等、特別法人、人格のない社団等、投資法人及び特定目的会社を除く。） 課税標準 付加価値割　各事業年度の付加価値額 資本割　各事業年度の資本等の金額 所得割　各事業年度の所得及び清算所得 税率 付加価値割　0.48% 資本割　0.2% 所得割 所得のうち年400万円以下の金額　3.8% 所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額　5.5% 所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得　7.2% 制限税率 標準税率の1.2倍	
事業税	法人	その他		宅地及び宅地比準土地に係る課税標準の特例 H12.1.1～H14.12.31の取得価格の2分の1	住宅及び住宅用土地の取得に係る税率等の特例を3年間延長 （H16.6.30まで）			分割法人の分割基準を次のとおり改正する。 ・非製造業（鉄道事業・軌道事業・ガス供給業・倉庫業及び電気供給業を除く。）について課税標準の1/2を事務所数により、1/2を従業者数により関係都道府県に分割　する。 ・本社管理部門の従業者数を1/2とする措置を廃止する。
不動産取得税						土地又は家屋の取得に係る税率等の特例 （H15.4.1～H18.3.31の取得3%）		
県たばこ税（県たばこ消費税）			1,000本につき　868円 （旧3級品については　413円） （H11.5.1）			1,000本につき　969円 （旧3級品については　461円） （H15.7.1）		
地方消費税								

税目	年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26
県民税 税率	個人	恒久的減税の廃止 老齢者控除の廃止 65歳以上の者のうち前年の合所得金額が125万円以下の者に対する非課税措置廃止	所得割4% （平成19年度分以降の個人住民税について適用）				均等割の税率　年額1,500円 （平成26年度から平成35年度までの10年間に限る）	16歳未満の扶養親族に係る扶養控除の廃止 16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係る扶養控除の上乗せ部分の廃止 森林環境税の導入 （均等割超過税率　年額500円）		均等割の税率　年額1,500円 （平成26年度から平成35年度までの10年間に限る）
	法人							森林環境税の導入 均等割超過税率 （平成24年4月1日以後に終了する事業年度から適用） （1）資本等の金額が50億円を超える法人 年額 40,000円 （2）資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 27,000円 （3）資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 6,500円 （4）資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 2,500円 （5）上記に掲げる法人以外の法人等 年額 1,000円		地方法人税（国税）の創設に伴う法人税割の税率の引下げ （平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用） 法人税割　3.2% 超過税率　4.0%
	利子割									
	配当割									NISA（少額投資非課税制度）導入
	株式等譲渡所得割									NISA（少額投資非課税制度）導入
事業税	個人 控除額									
	個人 税率									
	個人 その他									
	法人 税率			法人事業税の所得割及び収入割の税率の引下げ （地方法人特別税の創設により、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用） ［普通法人］ 年400万円以下　2.7% 年400万円超800万円以下　4% 年800万円超及び清算所得　5.3% ［特別法人］ 年400万円以下　2.7% 年400万円超及び清算所得　3.6% ［収入金課税法人］ 0.7% ［外形標準課税法人］ 付加価値割　0.48%（変更なし） 資本割　0.2%(変更なし) 所得割 年400万円以下　1.5% 年400万円超800万円以下　2.2% 年800万円超及び清算所得　2.9%		清算所得課税の廃止 （平成22年10月1日以後に解散した法人に適用） ［普通法人］ 年400万円以下　2.7% 年400万円超800万円以下　4% 年800万円超　5.3% ［特別法人］ 年400万円以下　2.7% 年400万円超　3.6% ［収入金課税法人］ 0.7% ［外形標準課税法人］ 付加価値割　0.48%（変更なし） 資本割　0.2%(変更なし) 所得割 年400万円以下　1.5% 年400万円超800万円以下　2.2% 年800万円超　2.9%				地方法人特別税の規模縮小に伴う法人事業税の所得割及び収入割の税率の引上げ （平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用） ［普通法人］ 年400万円以下　3.4% 年400万円超800万円以下　5.1% 年800万円超　6.7% ［特別法人］ 年400万円以下　3.4% 年400万円超　4.6% ［外形標準課税法人］ 付加価値割　0.48%（変更なし） 資本割　0.2%(変更なし) 所得割 年400万円以下　2.2% 年400万円超800万円以下　3.2% 年800万円超　4.3% ［収入金課税法人］ 0.9%
	法人 その他									
不動産取得税		・土地又は住宅の取得に係る税率等の特例を3年間延長 （H21.3.31まで3%） ・住宅以外の家屋 （H20.3.31まで3.5%）	・住宅以外の家屋 （H20.4.1～ 4%）		土地又は住宅の取得に係る税率等の特例を3年間延長 （H24.3.31まで3%）			土地又は住宅の取得に係る税率等の特例を3年間延長 （H27.3.31まで3%）		
（県たばこ税 県たばこ消費税）		1,000本につき　1,074円 （旧3級品については　511円） H18.7.1～				1,000本につき1, 504円 （旧3級品については、1, 000本につき716円） H22.10.1～		・H26.4.1から適用予定 消費税の17/63 ［消費税に換算すると1.7%に相当］ ・H27.10.1から適用予定 消費税の22/78 ［消費税に換算すると2.2%に相当］	1,000本につき860円 （旧3級品については、1, 000本につき411円） H25.4.1～	
地方消費税										